

(各教育事務所長経由)

2 教健第 1 1 6 号
令和 2 年 4 月 2 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校の一斉臨時休業の延長について (依頼)

緊急事態宣言及びそれに基づく知事からの要請により、令和 2 年 4 月 1 7 日付け 2 教健第 7 9 号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について」において、4 月 2 1 日 (火) から 5 月 6 日 (水・祝) までの間、一斉臨時休業を要請したところです。

今後の教育活動の再開には学校における諸準備や保護者・児童生徒への連絡等に一定の期間が必要となることから、5 月 7 日 (木) 以降は当面休業を延長することを要請します。

なお、再開の時期につきましては、知事からの学校の休業要請解除後 1 週間以内を目安として決定し、お知らせすることとします。

つきましては、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるようお願いいたします。

(問い合わせ先 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777)
(義務教育課 主幹 西牧 電話 024-521-7732)
(高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779)
(事務担当：県中教育事務所業務次長兼学校教育課長 富岡 信 TEL024-935-1482)